

平成 29 年 7 月 19 日

各特別養護老人ホーム
各指定短期入所生活介護
各介護老人保健施設 } 管理者様

神奈川県保健福祉局福祉部
介護サービス担当課長
(公印省略)

平成 29 年度ユニットケア研修(後期)について(通知)

本県の高齢福祉行政の推進については、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、一般社団法人 日本ユニットケア推進センター(以下、「推進センター」といいます。)から、別添のとおり、募集要項等の送付及び受講申込みの案内がありましたので、お知らせします。

受講を希望される場合は、各種募集要項等をご確認の上、必要な手続きをお願いします。

なお、**各施設には、ユニットリーダー研修を修了した職員を2名以上**（2ユニット以下の施設については1名）**配置する必要がある**ため、新規に開設する施設のほか、対象となる職員の退職等があった施設においても、必ず申込みをしてください。

1 受講対象者

(1)ユニットケア施設管理者研修

- ① 既にユニットケア施設として開設している施設の管理者であって、研修の受講を希望する者。
- ② 研修受講年度又はその翌年度に開設するユニットケア施設に管理者として勤務する予定の者であって、研修の受講を希望する者。

(2)ユニットリーダー研修

ユニットケア施設に勤務している職員又は勤務する予定の職員（原則として、研修受講年度又はその翌年度に開設するユニットケア施設に勤務する予定の職員とする。）であって、各ユニットにおいて指導的役割を担う者。

※ 上記以外の方（研修受講の翌々年度以降に開設予定の施設、従来型の施設（翌年度開設するユニットケア施設に従事する予定の者を除く）、グループホーム等に勤務している方等）は申込みできません。

2 受講料

受講に要する費用（受講料、宿泊費、旅費、教材費等）については、すべて自己負担となります。

3 申込み期間

平成 29 年 7 月 24 日(月)から平成 29 年 8 月 15 日(火)

4 申込み方法

「募集要項」「受講の手引き」及び「システムによる申込み開始のお知らせ」を確認の上、推進センターのホームページからオンラインにて受講申込みを行ってください。
(本県には紙の申込書等は不要です。)

5 注意点

- (1) 施設管理者研修は 3 日間、ユニットリーダー研修は 8 日間の全日程に出席する必要があり、原則として遅刻及び早退等は認められません。
- (2) 受講が決定したのち、辞退等により研修を修了しない場合でも、受講料の全額の返金はありません(辞退等の手続き日により部分的に返金されます)。また、受講者の変更は可能な場合がありますが、受講日や実地研修施設の変更はできません。決定した場合には確実に受講できるよう、ご配慮のうえ、お申込みください。
推進センター及び推進協の双方に申込を行い、双方から受講決定された場合についても同様ですので、あらかじめご了承ください。
- (3) 受講申込みが定員を上回ると予想され、受講決定しないこともあります。
- (4) 受講決定の確率を高めるため、申込みの際、希望実施回の選択は可能な限り行ってください。ただし、前述のとおり一度受講が決定すると辞退や変更には制限がありますので、ご注意ください。

6 留意事項

本研修を効果的なものとするため、各施設におかれましては、ユニットリーダー研修のみならず、施設管理者研修についても積極的に受講いただきますようお願いします。

なお、「平成 27 年度以降の『ユニットケア施設管理者研修』及び『ユニットケアリーダー研修』の実施について」(平成 27 年 4 月 22 日老高発 0422 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知) の発出により「ユニットケア施設管理者研修実施要綱」が改正されたことに伴い、ユニットケア施設管理者研修については再受講が可能となっております。

問合せ先
高齢福祉課
福祉施設グループ 上野
電話(045) 210-1111
内線 4854